

(案)

精神障がい者等向け訓練実施支援事業  
実践能力習得訓練コース委託先機関開拓等業務委託契約書

委託業務の名称 実践能力習得訓練コース委託先機関開拓等業務  
委託料の額 金 〇〇〇円  
(うち消費税及び地方消費税額 〇〇〇円)  
委託の期間 着手 令和 8年 月 日【契約締結日】  
履行期限 令和 9年 3月31日

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「△△△」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

(委託業務の仕様等)

- 第1条 乙は、別記「仕様書」に基づき、頭書の委託料（以下「委託料」という。）をもって、頭書の履行期限（以下「履行期限」という。）までに頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）を完了し、仕様書に示した成果品（以下「成果品」という。）を甲に提出しなければならない。
- 2 前項の仕様書に明記されていない仕様があるときは、甲乙協議して別に定めるものとする。

(契約の保証)

- 第2条 乙が、この契約の締結と同時に納めなければならない契約保証金については、契約金額の100分の5以上の額とする。ただし、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第229条第1項各号のいずれかの規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(権利義務の譲渡等)

- 第3条 乙は、書面による甲の承諾を得ないで、この契約によって生ずる権利又は義務を譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(一括再委託の禁止)

- 第4条 乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2 乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。
- 3 甲は、乙に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の称号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(委託業務処理状況の報告等)

- 第5条 甲は、委託業務の適正な実施を確保するため、乙に対して委託業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。乙はこれを正当な理由がなく拒み、妨げ、又は忌避してはならない。
- 2 甲は、前項の措置を講じた結果、特に必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施に必要な是正を命じることができる。乙は、是正を命じられたときは、遅滞なく当該是正を行い、すみやかに甲に是正完了の届けを提出して再調査を受けな

ればならない。

(委託業務内容の変更等)

第6条 甲は、必要と認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託料の額又は履行期限を変更する必要があると認められるときは、甲乙協議して書面によりこれを定める。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対して損害の賠償を請求することができる。この場合の賠償額については、甲乙協議して定める。

(乙の請求による履行期限の延長)

第7条 乙は、その責めに帰することができない事由により、履行期限までに委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対して遅滞なくその事由を付した書面により履行期限の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は甲乙協議して定める。

(損害負担)

第8条 委託業務の実施に関して発生した損害（第三者に与えた損害を含む。）のため必要を生じた経費は乙の負担とする。ただし、その損害が甲の責めに帰すべき事由による場合においては、その損害のために生じた経費は甲が負担するものとし、その額は甲乙協議して定める。

(乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息)

第9条 乙の責めに帰すべき事由により、履行期限までに委託業務を完了できない場合において、履行期限後に完了する見込みがあると認めたときは、甲は乙から遅延日数1日につき委託料の額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により決定した率で計算した額（100円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）の遅延利息を徴収して履行期限を延長することができる。

(検査及び引渡し)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく別記様式「委託業務完了報告届」に成果品を添えて、甲が指示する日までに提出しなければならない。

2 甲は、前項の「委託業務完了報告届」を受領したときは、その日から10日以内に検査及び委託料の精算を行い適合すると認めたときは、委託料の額を確定し乙に通知するものとする。

3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について調査を命じられたときは、遅滞なく当該調査を行い、甲に調査完了の届を提出して再検査を受けなければならない。この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

(委託料の支払い)

第11条 乙は、前条の規定による検査に合格し、委託料の確定額が通知されたときは、甲に対して委託料の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 甲は、委託業務完了後において、乙に委託業務により発生した収入があると認めた

ときは、乙に対しその額の返還を命じるものとする。

- 4 甲は、第1項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部（又は全部）を概算払することができる。
- 5 乙は、前項の規定により概算払を請求しようとするときは、委託料概算払請求書を甲に提出するものとする。
- 6 甲は、前2項の規定による支払の請求があったときは、その日から30日以内に支払うものとする。
- 7 乙は、第4項の規定により支払いを受けた委託料の額が、第10条2項の確定額を超えた場合には、その超えた額を甲の指定する期日までに返還しなければならない。

#### （契約の解除）

第12条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、又は交付している委託料の一部若しくは全部を返還させることができる。

（1）履行期限までに委託業務を完了しないとき、又は委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 役員等が、暴力団又は暴力団員でなくなった日から5年経過しない者であると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ク 乙が、アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（キに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

（3）乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

- (4) 前3号のいずれかに該当する場合を除くほか、この契約に違反し、その違反によって契約の目的を達することができないと甲が認めるとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合。

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人。

(2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人。

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等。

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第9条の規定に基づく納入期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日(乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受領した日)までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定により決定した率で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、委託業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りではない。

2 乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(談合による損害賠償)

第15条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号または第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売にあたる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項

に規定する課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（関係書類の整備）

第16条 乙は、委託業務に係る収支及び事業遂行等の状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、これらを保存しなければならない。保存期間は契約終了年度の翌年度から起算して5年後の年度末日までとする。

（補則）

第17条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

（紛争の解決方法）

第18条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

（書面契約による場合）

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通を保有する。

（電子契約による場合）

この契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の4の2に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、この契約書への発注者及び受注者の電子署名日が契約書に定める契約の履行開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める契約の履行開始日から生じるものとする。

令和 8年 月 日

甲 住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

氏 名 福島県

福島県知事 内 堀 雅 雄 印

乙 住 所 △ △ △

氏 名 △ △ △

代表者 △△ △△ △△ 印

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

### (収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

### (目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### (安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

### (複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

### (作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

### (資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確

認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

「精神障がい者等向け訓練実施支援事業」  
実践能力習得訓練コース委託先機関開拓等業務 委託仕様書

## 1 目的

この仕様書は、福島県が委託する「実践能力習得訓練コース委託先機関開拓等業務」を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

## 2 業務の目的

就職を希望する精神障がい者等の職業訓練の受講ニーズや個々の状況を把握し、当該障がい者の特性を踏まえた効果的な職業訓練の受講を促すために、福島県障がい者委託訓練事業における実践能力習得訓練コース（事業所を訓練実施場所として活用する公共職業訓練の一種：以下、委託訓練という。）の受託企業の開拓や、訓練計画作成から実施までを、各テクノアカデミーの障がい者職業訓練コーディネーター及びコーチ等と情報共有の上連携し、精神障がい者等を支援することにより、障がい者の就職を促進することを目的とする。

## 3 業務内容

上記2の目的を達成するために、主に次の業務を行い、本業務実施に当たっての管轄地域（会津、中通り、浜通り）で、求職中の精神障がい者、福祉施設から一般就労を希望する者及び特別支援学校等の卒業年度の生徒で就職を希望する者等を、委託訓練の受講に結びつけ、就職に向けた支援を行う。

- ・委託訓練実施人数 本業務実施に当たっての各管轄地域5人
- (1) 訓練受託企業（以下、「委託先機関」という。）の開拓及びカリキュラム等のコーディネート
  - ア 受講を希望する精神障がい者等の個々の状況を把握し、最も効果的な委託先機関の開拓及び委託訓練のカリキュラム、職場実習等のコーディネート
  - ・企業訪問数 年間60件以上  
（うち新規開拓企業訪問 10件以上）
  - ・委託訓練カリキュラム等のコーディネート 5件
- (2) 関係機関との連携と精神障がい者等就職希望ニーズの把握
  - ア 就労支援機関、福祉施設、特別支援学校等での精神障がい者等の就職希望ニーズの把握
  - イ 企業の障がい者雇用状況や雇用見込み及び求められる技能レベルの把握
  - ウ 就職相談、訓練申込に向けて公共職業安定所との連携
    - ・就労支援機関、福祉施設及び特別支援学校等の訪問 月1回以上
    - ・公共職業安定所との連携 月1回以上
- (3) 障がい者委託訓練制度の周知やマッチング支援及び対象者の誘導
  - ア 企業等への訪問や説明会の開催等により、障がい者委託訓練制度の周知
  - イ 委託訓練が実施されるよう対象者へのマッチング支援と公共職業安定所への誘導
    - ・各種関係会議での周知
    - ・その他（企業等への訪問、説明会の開催等）
- (4) コーディネートした委託訓練の進捗状況の把握及びアドバイス
  - ア 委託訓練の進捗状況、受講者の技能習得状況の把握
  - イ 委託訓練を迅速かつ効果的に実施するための各テクノアカデミーとの連携、委託先機関に対するアドバイスや事務手続き等の支援及び助言
    - ・テクノアカデミーとの情報共有等 月1回以上
- (5) その他

- ア 関係機関との連絡調整等、訓練の円滑な運営に資する支援
- イ 医療・保健・福祉・教育等関係機関との情報収集・連絡調整など、委託訓練の円滑な運営に資するため、必要と認められる業務

#### 4 業務の実施方法

- (1) 本業務を推進するために必要な職員1名を配置し、上記3に定める各業務に従事する。なお、配置する職員は、本事業の実施に必要な、障がい者の就職支援のノウハウを有し、訓練受講ニーズ等を把握している者であること。

- (2) 本業務に係る就業計画

1ヶ月の就業日数	委託業務従事者数
21日（最低16日）	1人

- (3) 委託料に含まれるもの

- ア 人件費（賃金、通勤手当、社会保険料） ※委託料の概ね80%を目安とする。
- イ 諸経費（活動旅費、燃料費、役務費、需用費等）

- (4) 委託業務従事者の主な業務内容

##### ア 委託先機関の開拓

- ① 訪問実績及び委託訓練実績のある企業等を把握する。
- ② 上記①以外の企業等を中心に本業務実施に当たっての管轄地域内で企業開拓を行う。  
 （注）本業務実施に当たっての管轄地域とは、中通りは隣接する複数管内（県北、県中、県南）、会津は隣接する複数管内（会津地域、南会津地域）、浜通りは隣接する複数管内（相双地域、いわき地域）のことである。
- ③ 上記①及び②については、月1回以上、各テクノアカデミーと打ち合わせを行い、情報共有を行う。

##### イ 委託訓練のコーディネート

- ① 訓練受講を希望する精神障がい者等の状況を把握する。
- ② 上記①を踏まえ、最も効果的な委託先機関との訓練内容及び訓練カリキュラム等のコーディネートを行う。
- ③ 上記①及び②については、月1回以上各テクノアカデミーと打ち合わせを行い、情報共有を行う。

##### ウ 委託訓練制度の周知

- ① 企業等への説明会開催等により、委託訓練制度の周知を行う。
- ② 各種関係会議での委託訓練制度の周知を行う。
- ③ 上記①及び②については、各テクノアカデミーと連携を取り、できる限り各テクノアカデミー担当者と同席とし、効果的な周知を図る。

##### エ その他委託先機関及び訓練受講者への各種支援

#### 5 提出書類

本業務で提出する書類は委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を指定する日までに提出するものとする。

- (1) 委託業務着手届（別記第1号様式）（契約締結後、速やかに提出すること。）
- (2) 委託業務完了報告届（別記第2号様式）
- (3) 委託業務従事者の雇用契約書等の写し（新規雇用者の場合、雇用契約締結後、速やかに提出すること。）
- (4) 事業実施状況報告書（別記第3号様式、別記第3号様式付表）

四半期毎の実施状況を各四半期終了後10日以内に提出すること。

## 6 成果品

委託契約書第10条第1項に定める成果品は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績報告書（別記第4号様式）
- (2) 事業実績報告書（別記第4号様式）に付随する書類

本業務で雇用した者に係る従事者名簿、賃金台帳、労働契約書など、雇用された者に係る人件費総額、雇用人数、雇用期間が確認できる書類の写し及び収支決算書（別記第5号様式（参考））のほか、必要に応じて事業経費の明細が分かる書類を事業実績報告書に添えて提出すること。

## 7 委託料の概算払

委託契約書第11条第4項に定める委託料概算払請求書については、別記第6号様式のとおりとする。

また、第10条第2項に定める委託料の額の確定通知により、支払い残額を請求するときは、別記第7号様式によるものとする。

## 8 その他

- (1) 委託料の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる国や県等の交付金、補助金、助成金等との併給はできないこと。
- (2) 本業務に関連する書類・帳簿等は、契約終了年度の翌年度から起算して5年後の年度末日まで保存するものとする。
- (3) 本事業は、会計実地検査の対象であり、検査がある場合は協力すること。
- (4) 本業務の実施に当たって必要となる備品等については、財産の取得ではなく、リース等に対応すること。
- (5) 本事業の財政処理が、他の事業と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等本事業の収支の状況を明らかにする書類を整備すること。その管理が確実に行われること。
- (6) 本事業を法令及び県の定めるところにより適切に実施し、県から必要な指示、指導を受けた場合は、速やかに従うこと。
- (7) 本業務の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、国及び県の障害者の多様なニーズに応じた委託訓練実施要領、その他関係法令を遵守すること。

(別記第1号様式(仕様書5(1)関係))

## 委託業務着手届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所  
名称  
代表者 職・氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日付で着手しましたので届け出ます。

### 記

- 業務名 精神障がい者等向け訓練実施支援事業  
実践能力習得訓練コース委託先機関開拓等業務
- 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 委託期間 着手 令和 年 月 日  
履行期限 令和 年 月 日
- 統括責任者

(別記第2号様式(仕様書5(2)関係))

## 委託業務完了報告届

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所  
名称  
代表者 職・氏名

令和 年 月 日付で締結した下記委託業務は、令和 年 月 日完了しましたので届け出ます。

### 記

- 業務名 精神障がい者等向け訓練実施支援事業  
実践能力習得訓練コース委託先機関開拓等業務
- 委託料の額 金 円  
(うち消費税及び地方消費税の額 円)
- 委託期間 着手 令和 年 月 日  
完了 令和 年 月 日

(別記第3号様式(仕様書5(4)関係))

令和 年 月 日

## 事業実施状況報告書

事業所名  
担当者名

(令和8年度第 四半期報告)

	実績	備考
(1) 訓練受託企業の開拓及びカリキュラム等のコーディネート		
① 企業訪問数	件	
うち新規開拓企業数	件	
上記企業が実施した延訓練定員	人	
うち事務手続き等の支援をした企業数	件	
<具体的な支援内容等>		
② 委託訓練カリキュラム等をコーディネートした企業数	件	
うち職場実習等を新たにコーディネートした企業数	件	
上記企業が実施した延訓練定員	人	
<具体的なコーディネート内容等>		
(2) 関係機関との連携と精神障がい者等就職希望ニーズ把握		
① 就労支援機関等の訪問	回	
② 公共職業安定所との連携	回	
<連携、訪問内容>		

(3) 障がい者委託訓練制度の周知やマッチング支援及び対象者の誘導		
	日時	場所
①各種関係会議での周知		
②その他（企業等への訪問、説明会の開催等）		
<参加企業数、内容等>		
(4) コーディネートした委託訓練の進捗状況の把握及びアドバイス		
	日時	場所
①テクノアカデミーとの情報共有等		
<打ち合わせ内容>		
(5) その他		
<関係機関、訓練受講者への各種支援等>		

- ※ 委託訓練受託企業数は、企業訪問等により委託訓練が開始した企業数について計上する。
- ※ 委託訓練受託企業数（新規委託訓練受託企業数、事務手続き等の支援をした企業数を含む）の備考欄に、該当する企業名を記載すること。
- ※ (1)①企業訪問数は延べの訪問回数を記載し、同一事業所を再訪問した場合も計上する。  
また、企業訪問数に計上した訪問状況について、付表に詳細を記載すること。
- ※ 過去に訪問したことがある企業でも、本事業受託後に始めて委託訓練の説明に訪問した場合は、新規企業訪問としてよい。
- ※ 集計の間違いないように十分に留意する。





(別記第4号様式(仕様書6(1)関係))

## 事業実績報告書

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所  
名称  
代表者

(令和8年度報告)

	実績	備考
(1)訓練受託企業の開拓及びカリキュラム等のコーディネート		
①企業訪問数	件	
うち新規開拓企業数	件	
②委託訓練受託企業数	件	
うち新規開拓企業数	件	
上記企業が実施した延訓練定員	人	
うち事務手続き等の支援をした企業数	件	
③委託訓練カリキュラム等をコーディネートした企業数	件	
うち職場実習等を新たにコーディネートした企業数	件	
上記企業が実施した延訓練定員	人	
(2)関係機関との連携と精神障がい者等就職希望ニーズ把握		
①就労支援機関等の訪問	回	
②公共職業安定所との連携	回	
③その他	回	
(3)障がい者委託訓練制度の周知やマッチング支援及び対象者の誘導		
①各種関係会議での周知	回	
②その他(企業等への訪問、説明会の開催等)	回	
(4)コーディネートした委託訓練の進捗状況の把握及びアドバイス		
①テクノアカデミーとの情報共有等	回	

- ※ 事業が終了した場合に提出すること。
- ※ 添付書類として、本業務で雇用した者に係る従事者名簿、賃金台帳、労働契約書など、雇用された者に係る人件費総額、雇用人数、雇用期間が確認できる書類の写し及び収支決算書等を添付すること。
- ※ 各項目の実績数については、四半期毎に報告した事業実施状況報告書の総数となるようにすること。
- ※ 集計の間違いないように十分に留意すること。

(別記第5号様式(仕様書6(2)関係))(参考)

**精神障がい者等向け訓練実施支援事業  
実践能力習得訓練コース委託先機関開拓等業務 収支決算書**

事業所名 \_\_\_\_\_

単位:円

**1. 収入の部**

科 目	収入額	備 考
委託料		
<b>合計(A)</b>		

**2. 支出の部**

	科 目	支出額	備考(内訳)
人 件 費	業務従事者給与		
	業務従事者通勤手当		
	業務従事者社会保険料等		
	人件費計①		
諸 経 費	旅費		
	燃料費		
	役務費		
	需用費		
	諸経費計②		
	<b>合計③(①+②)</b>		
	消費税④(③×10%)		
	<b>支出額計(B)(③+④)</b>		

精算額(収入の部合計－支出の部合計)

1. 収入の部合計(A)	2. 支出の部合計(B)	収支差(A)－(B)

(別記第6号様式(契約書第11条関係))

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所  
名称  
代表者 職・氏名

精神障がい者等向け訓練実施支援事業

実践能力習得訓練コース受託先機関開拓等業務委託料概算払請求書

令和 年 月 日付で締結した上記委託業務について、委託契約書第11条第4項の規定により、下記のとおり請求します。

記

概算払請求額 \_\_\_\_\_ 円

内訳

契約金額	受領済額	今回請求額	残額	備考

概算払が必要な理由

【本件責任者及び担当者】

職(係)名・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(別記第7号様式(契約書第11条関係))

令和 年 月 日

福島県知事様

受託者 住所  
名称  
代表者 職・氏名

精神障がい者等向け訓練実施支援事業  
実践能力習得訓練コース受託先機関開拓等業務委託料請求書  
令和 年 月 日付で締結した上記委託業務について、委託契約書第11条1項  
の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求金額(支払い残額) \_\_\_\_\_ 円

確定金額	受領済額	残 額	備考

【本件責任者及び担当者】

職(係)名・氏名 \_\_\_\_\_

連絡先電話番号 \_\_\_\_\_